



2022年12月 改訂

介護保険制度は老後の安心を皆で支える仕組みです

高齢化の進展に伴い、ねたきりや認知症の高齢者が急速に増えることが見込まれており、介護の問題が老後の最大の不安要因となっています。

介護が必要になっても住み慣れた家庭や地域で、残された能力を生かして、できる限り自立した生活を送ることが町民の共通の願いです。

しかし、家庭環境などの事情により、家族だけで介護を行うことは非常に困難になってきています。

介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みを創ろうとするものです。

介護保険サービスを利用するために

☆介護保険のサービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。

☆一部のサービスについては、要介護認定の申請を行わずに利用することができます。

(詳細は「～東郷町介護予防・日常生活支援総合事業～」(4ページ)をご覧ください。)

1

介護申請

本人又は家族が役場の窓口へ申請します。地域包括支援センターによる代行申請も可能です。

2

訪問調査

町の調査員が家庭や施設を訪問して日常生活の状況等について聞き取り調査を行います。

3

審査判定

一次判定の後、訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会でどれくらいの介護が必要かどうか(要介護度)の審査判定を行います。

認定・通知

判定結果をもとに認定して、通知をします。認定には有効期間がありますので、有効期間が切れる前に更新手続きが必要です。

計画(ケアプラン)の作成

認定結果により、支給限度額の範囲内で本人にふさわしいサービス計画を作成します。(詳細は次のページをご覧ください。)

サービスの利用開始

サービス計画に基づいて、居宅サービスや施設サービスが1割から3割の自己負担で利用できます。